

視察・研修報告（復命）書

三次市議会議長様

報告者氏名 増田 誠宏

下記のとおり、視察・研修が終了したので報告します。

会派代表者氏名 掛田 勝彦

経理責任者氏名 増田 誠宏

期 間	令和4年10月25日（火）
用務先	合人社ウェンディひと・まちプラザ 広島市中区袋町6-36
用務	令和4年度労使関係セミナー 中央労働委員会・広島県労働委員会・広島労働局（雇用環境・均等室）
概要及び所見 (目的、参考にすべき事項、提言、活用策等)	<p>基調講演 「正規・非正規雇用のはざまで～格差をめぐる諸問題～」</p> <p>1. 非正規雇用をめぐる現状と動向</p> <p>全国で非正規の職員従業員は2084万人、割合は36.6%である。非正規の雇用形態についての理由は、自分の都合の良い時間に働きたいからということが多いが、正規の職がないからという不本意な理由の割合も10.4%程度ある。</p> <p>2. 非正規雇用の待遇格差と正法制と施行後の状況</p> <p>2018年パート・有期雇用労働法改正。通常の労働者との間で、①職務の内容②職務内容配置の変更の範囲③その他、を適切と認められるものを考慮して不合理と認められる相違を設けてはならない。同一労働同一賃金への対応も必要である。</p> <p>3. 不合理的な労働条件・待遇の相違の検討</p> <p>相違を設けることを不合理とした複数の最高裁判例が出ており、職務等に応じた手当支給の相違に注意する必要がある。</p> <p>4. 今後の対応に向けた課題</p> <p>非正規雇用労働者の賃金上昇には社会保険制度の枠組み等を踏まえた抜本的な政治・社会的な取り組みが必要である。</p> <p>【所見】</p>

本市においても有効求人倍率は1倍を超えて人手不足が続いている状況ではあるが、非正規雇用の求人が多い実態もある。正規労働者になりたくてもなれない不本意非正規雇用の動向には本市も注視・把握していく必要がある。また、「同一労働同一賃金ルール」について文言は知っていても内容が分からぬ事業主も多い。全国的に働き方改革推進を盛んに言われている中で、本市においても小規模事業者を中心に労働関係法への理解が進んでいない現状もあり、大手企業に比べて人材確保の面からも遅れをとっている可能性がある。労働者にとっても知識不足により本来より不利な条件で働いている傾向は全国的にあり、本市においても同様と推測される。労使関係については国や県の役割が主ではあるが、事業者の発展や住民福祉の為には、様々な周知・啓発など、本市においても役割を果たしていく必要がある。本市の商工労働の体制について、人的な面でも充実していく必要があると考える。